

地域の教育力の活用について

1 これからの教育課程の理念<社会に開かれた教育課程>

- 教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

【学習指導要領 前文 平成29年3月告示 文部科学省】

2 学校、家庭、地域の連携・協力

(「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子どもを育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」(教育再生実行会議 第十次提言 平成29年6月1日)より作成)

- 学校、家庭、地域が有する教育機能はそれぞれに異なり、いずれか一つの教育機能のみで子どもの育成が図られるわけではない。学校、家庭、地域の三者がそれぞれの立場から子どもの教育に責任を持つとともに、それぞれの教育機能をいかに発揮し、相互に連携・協力しながら子どもを支え、育んでいくことが重要である。

<学校、家庭、地域の役割>

①家庭の役割

全ての教育の出発点として、特に豊かな情操や基本的な生活習慣、家族や他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心を養うことが求められる。

②地域の役割

日常的に行われる地域の大人と子供との触れ合いや、それぞれの地域が有する自然、文化、伝統等を背景とする様々な体験の機会を提供すること等により、地域の構成員としての社会性、規範意識や自主性、創造性等の豊かな人間性を養うこと等が求められる。

③学校の役割

教育を受ける者の発達段階に応じて、体系的かつ組織的な教育を授けることを通じて、知・徳・体の調和のとれた能力の伸長を図ること等が求められる。

<家庭の教育力の向上について>

- 教育基本法第10条においては、父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、「生活習慣」、「自立心の育成」、「心身の調和のとれた発達」を図るよう努めることとされており、また国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する支援を行うこととされている。

- 教育基本法において求められている家庭の役割を、各家庭がしっかりと果たせるよう、引き続き家庭教育支援を充実していくことが必要である。また、全ての子どもたちが、家庭の経済事情等にかかわらず、未来に希望を持ち、それぞれの夢と志に向かって頑張ることができるようにするためには、貧困や虐待等様々な困難を抱える家庭やその子どもに対しては、教育と福祉の連携・協力の実効性を高めること等を通じ、これまでの取組を更に充実させることが特に重要となる。

<地域の教育力の向上について>

- 教育基本法第13条においては、学校、家庭、地域住民その他の関係者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携・協力を努めるものと規定されている。
- 国、地方公共団体は、地域の教育力の再生、向上が実際に実現されるよう、様々な具体的取組を進めていくことが必要である。そのため、高齢者をはじめとした様々な地域人材を活用すること等を通じ、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するとともに、学校、家庭、地域を結びつけるプラットフォームとして学校を活用し、保護者や教師以外の地域の大人が子どもと関われるように促すことを通じて、コミュニティを再生していくこと等が重要である。

<学校の教育力の向上について（教師の働き方改革の視点）>

- 今日の学校教育の現場は、①発達障がいを含む障がいのある子どもや日本語指導の必要な子ども等への対応、②厳しい経済状況にある家庭等への対応、③いじめ、不登校、児童虐待など複雑化・多様化する諸課題への対応が求められている。

また、新学習指導要領の実施に伴い、学校には、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や、小学校外国語教育の充実などに対応するための十分な準備の時間が確保される必要がある。

- こうした中、「次世代の学校指導体制」を真に確立していくためには、教師の質・量の十分な確保が求められることは言うまでもないが、それと同時に、教師の負担の軽減や多忙化の解消に向けて、各種の学校事務の内容・必要性の見直しや、長期休業期間等における業務の在り方の検討、「学校による部活動」から「地域による部活動」への持続可能な運営体制の整備を進め、教師が本来行うべき教育に関する業務に集中できる環境を整え、学校現場の教育力を強化していくことが必要である。

3 地域とともにある学校づくり

(1) コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)

- コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) は、学校運営協議会の下、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みとして、平成16年度からスタートした。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正 (平成29年4月施行) され、その設置が教育委員会の努力義務となった。

<学校運営協議会の機能>

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること※

※ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、どのような事項を教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定めることとなった。

<学校運営協議会導入の効果>

- ①組織的・継続的な体制の構築

校長や特定の教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協議体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」である。

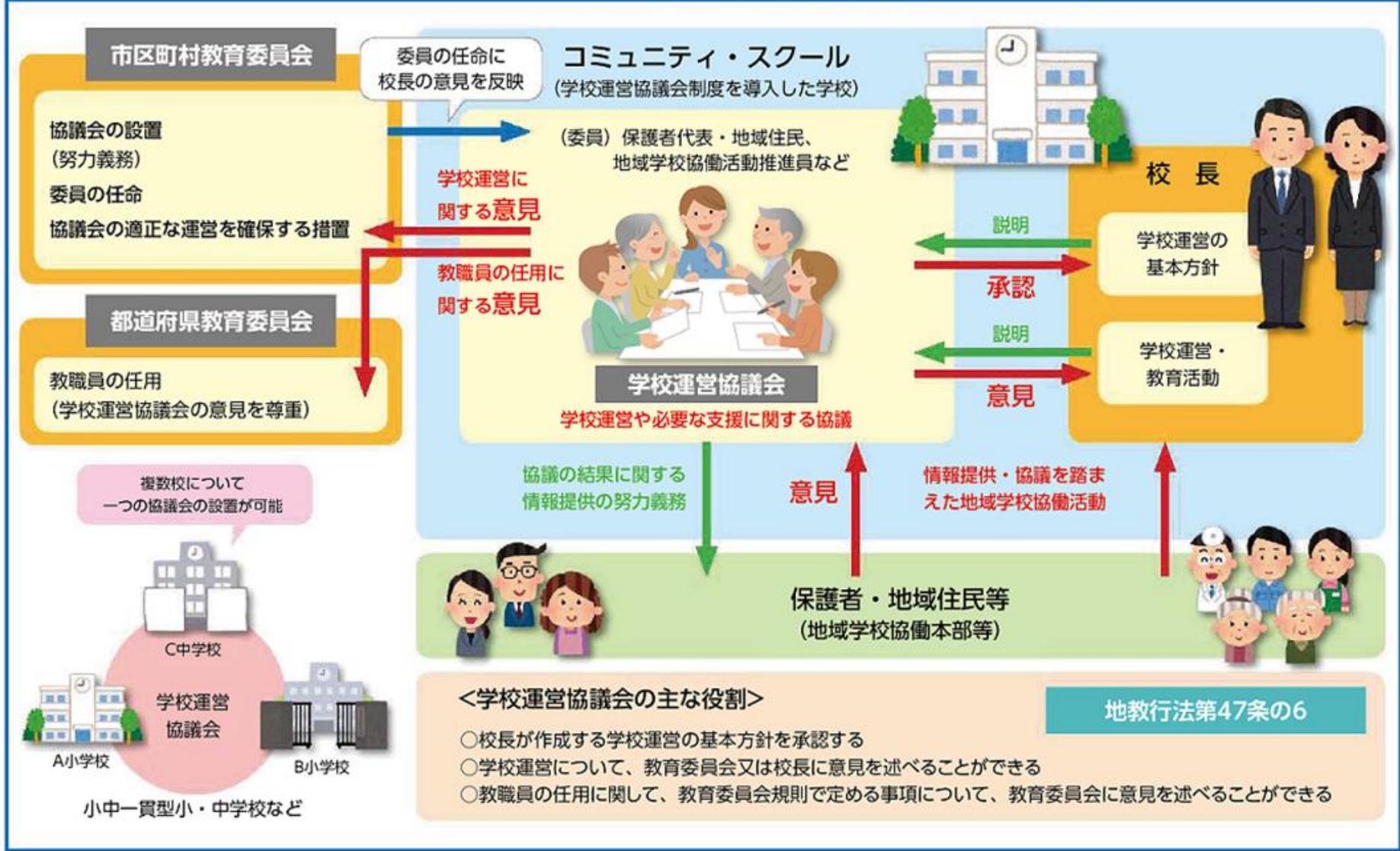
- ②当事者意識・役割分担

学校運営協議会や熟議を通して、子どもたちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できる。

- ③目標・ビジョンを共有した「協働」活動

校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識を持ち、「役割分担をもって連携・協働による取組」ができる。

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) の仕組み



(2) 地域学校協働活動（地域学校協働本部）

- 「地域学校協働活動」とは、地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

<地域学校協働活動のメリット・実施による効果>

「地域学校協働活動」は、子どもたちの社会貢献意識、地域への愛着、コミュニケーション力及び学力の向上、教員の地域・社会への理解の促進、地域の教育力の向上、活動を通じた地域の課題解決や活性化など、子ども、学校、地域それぞれに対して様々な効果が期待できる。

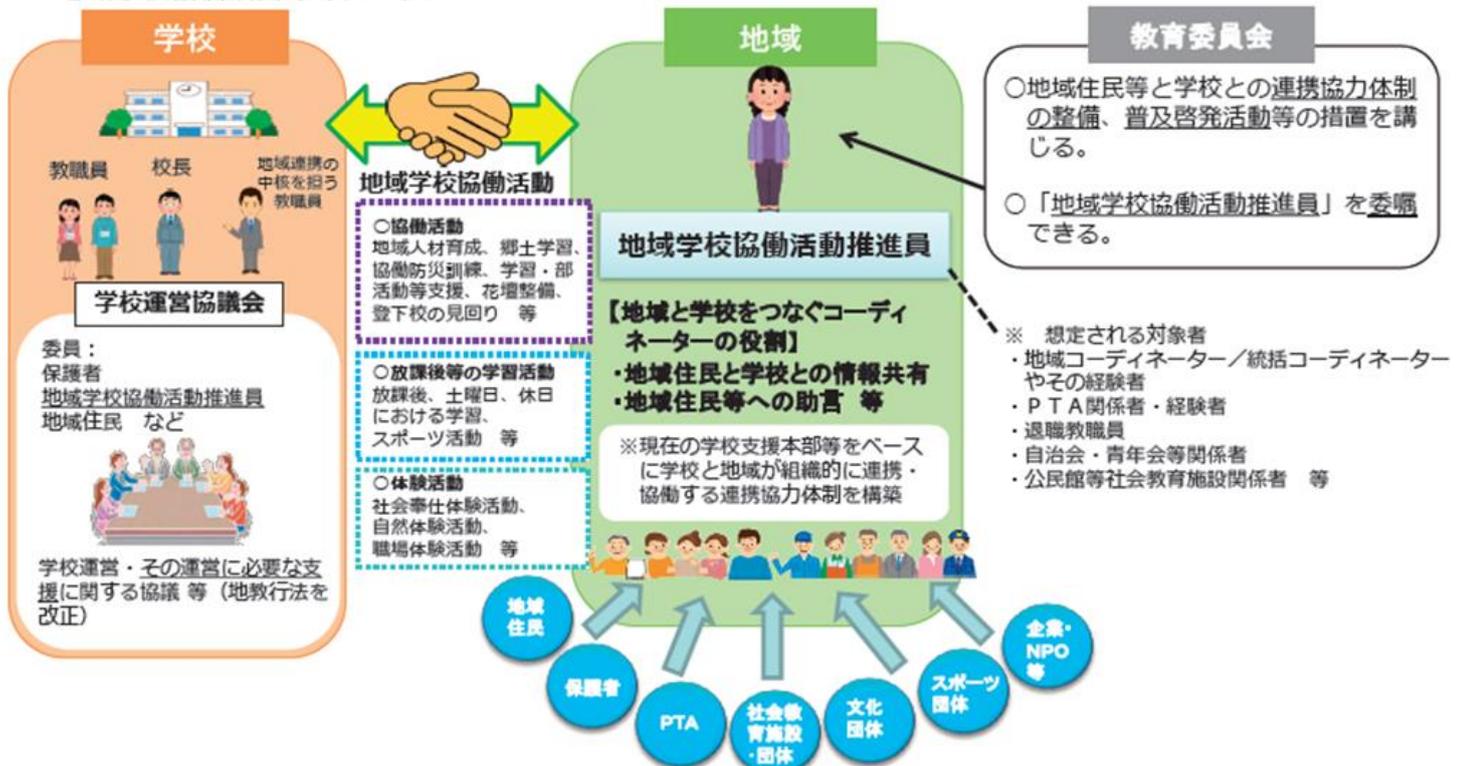
- 「地域学校協働本部」とは、従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと。

<地域学校協働本部の3要素>

地域による学校の「支援」から、地域と学校双方向の「連携・協働」を推進し、「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした上で、①コーディネート機能、②多様な活動（より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施）、③継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）、の3要素を必須とすることが重要。

- 「学校支援地域本部」などの従来の地域の学校支援の取組との違いは、地域による学校の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させていくことを目指していること。地域が学校・子どもたちを支援するという一方向の関係だけではなく、子どもの成長を軸として、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、互いに膝を突き合わせて、意見を出し合い、学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進し、地域の創生につながっていくことが期待される。

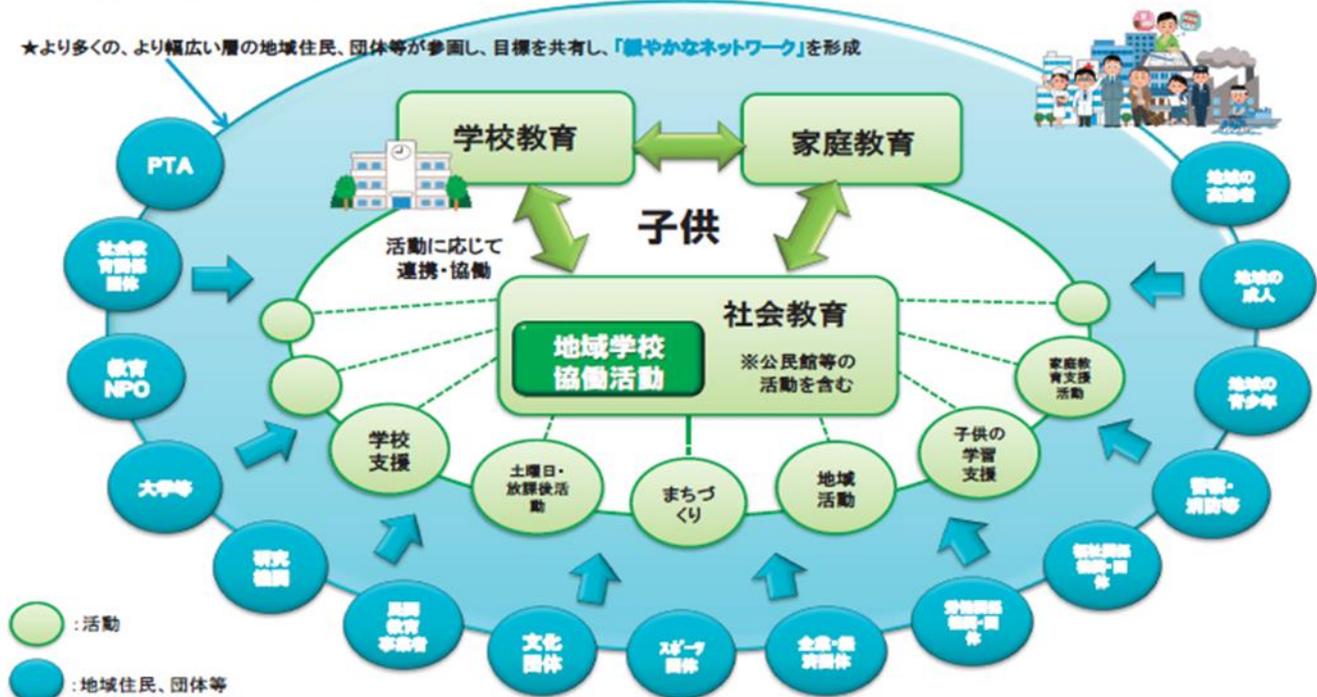
<地域学校協働活動のイメージ>



地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではなく、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参加し、目標を共有し、「暖やかなネットワーク」を形成



【地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン 参考の手引き 文部科学省】

4 県内の状況

(1) コミュニティ・スクールの設置状況(平成30年度)

	公立 幼稚園	公立 小中学校等	高等学校	計
国制度による コミュニティ・スクール	1	97	3	101
国制度によらない コミュニティ・スクール	0	48	0	48
計	1	145	3	149

参考：全国の状況

学校運営協議会を設置している学校数 46都道府県内 5,432校

(幼稚園147園、小学校3,265校、中学校1,492校、義務教育学校39校、中等教育学校1校、
高等学校382校、特別支援学校 106校)

全国の公立学校のうち、14.7%がコミュニティ・スクールを導入(三重県14.1%)

(平成30年4月1日現在)

(2) 学校支援地域本部に取り組む小中学校数(平成30年度)

実施市町数 17市町

小学校	中学校	義務教育 学校	計
209	76	1	286

5 本県の地域とともにある学校づくりに関する取組事例

(1) 亀山市川崎小学校学校運営協議会（コミュニティー・スクール）

学校運営協議会を通じて地域住民に呼びかけを行い、多くの方が学校へ計画的に来校し、子どもたちを支援している。調理実習やフィールドワーク、体験学習の支援を行うほか、国語や算数などの授業中の子どもの学習支援を日常的に行っている。また、地域の方から学ぶ地域関連学習を重視しており、全学年が年間指導計画を作成し、実践を進めている。学校内には、地域活動室が設けられ、学習ボランティアなどの地域人材が日常的に入り込んでおり、地域の方から学ぶことが習慣付き、大きな成果を上げている。

(2) 明和町「明和学びの里」（学校支援地域本部）

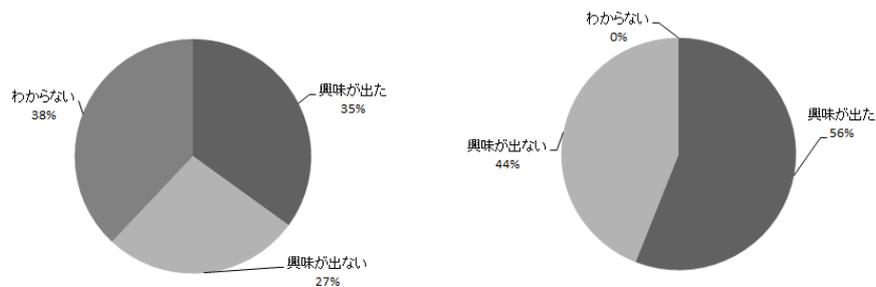
平成30年6月から、大学生9人を含む地域住民等による学習支援サポーター26人の協力を得て、中学生を対象としたナイトスクール「明和学びの里」を、生徒49人の参加で開始した。実施日時は毎週月曜日（祝日を除く）の19:00～20:50で、学習支援サポーターに質問したり、教えてもらったりしながら、生徒が自分で持ち込んだ国語、数学、英語等の教材に取り組んでいる。

(3) 学校と地域のつながり

① 観光教育を核とした地域連携（鳥羽高等学校）

鳥羽高等学校では、観光を切り口として、生徒が地域に関心を持ち、地域の課題について考え、地域に貢献していくことを目指し、地域でのフィールドワークや調べたこと考えたことをまとめ、発表・発信することで、生徒の総合的な学力を向上させている。具体的には、「産業社会と人間」における地域学習（1年生）や観光ビジネス系列での「地域研究」（2年生）、デュアルシステム（3年生）、地域研究サークル「とぼっこくらぶ」、「観光甲子園」への挑戦など、教科や課外活動等、様々な場面で生徒が地域の事業所、経済団体等と連携した取組を行っている。

地域に関わる様々な学習や地域の人との関わりを通じて、地域からの評価が高まり、行政や産業界からも期待を寄せられるようになり、生徒の自尊感情も高まってきている。また、地域課題である観光業の担い手育成については、鳥羽商工会議所と連携し、地域の宿泊業従事者との意見交換会や職場見学等を行ったことで、宿泊業への興味・関心や、宿泊業で働きたいと回答した生徒の割合は増加した。

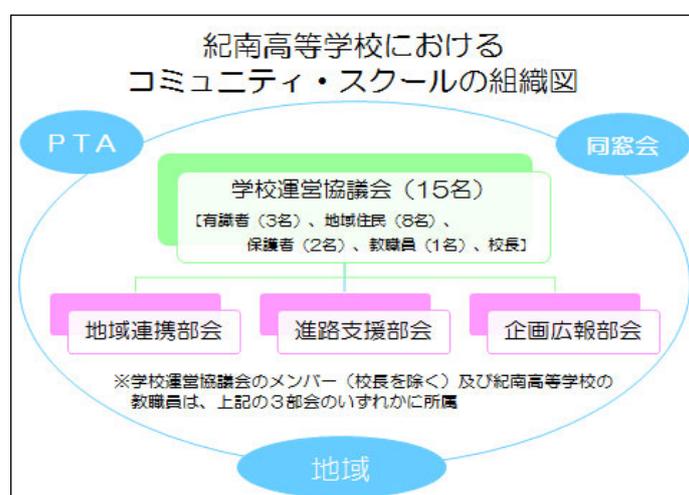


【宿泊業への興味・関心から見る生徒の変容 左：説明を聞いた後 右：フィールドワーク後】

②地域と協働し、地域産業を題材とした学習（紀南高等学校）

紀南高等学校は、少子化による志願者の減少や、地域外の高校への生徒の流出等の課題があり、平成19年6月1日に三重県初の高等学校におけるコミュニティ・スクールを導入し、3つの部会（「地域連携」「進路支援」「企画広報」）を中心に活動している。「生徒には希望を、保護者には夢を、地域には信頼を」を基本理念に掲げ、「教育課題を地域と共有し、解決に向け地域と協働する学校づくり」、「キャリア教育の充実を図り、生徒の自己実現を目指す学校づくり」、「生徒の基本的習慣の確立と安心・安全な学校づくり」を重点目標として取り組み、地域と協働した学校をめざしている。

地域と一体となった様々な取組を通じて、地域住民や地元企業の学校に対する評価が向上している。また、卒業生の2～3割は地元に残り、地域を支える人材として活躍している。



平成30年度からは、地域連携の取組の一つとして、学校設定科目「地域産業とみかん」を開講し、御浜町や地元の農業協同組合、県の紀南果樹研究所等と連携し、地域を学び場とした学習を推進している。

紀南果樹研究所で実験をしながら、みかんの商品価値についての学習を行ったり、地元の農業協同組合が管理するみかん園で摘果作業を行ったりする学びを通して、生徒たちは地域の大人と関わる機会が増え、自らの考えを説明する等のコミュニケーション力が向上するとともに、「みかんの品種と味の違い」をきっかけとして学習意欲が高まってきている。

6 県教育委員会の取組

地域とともにある学校づくりの更なる推進に向け、以下のような取組を実施する。

① 「地域とともにある学校づくりサポーター」の派遣

地域とともにある学校づくりの仕組みの導入や取組の充実に向けた学校への助言や、保護者、地域住民等を対象とした研修会の講師として派遣する。

② 「地域とともにある学校づくり推進協議会」の開催

市町等教育委員会事務局担当者が、地域とともにある学校づくりの取組の成果や課題等の交流を行うなど、地域とともにある学校づくりを一層推進するための方策を協議する。

③ 「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」の開催

地域とともにある学校づくりに向けた取組の一層の充実を図るため、市町等教育委員会事務局の職員、社会教育関係者（社会教育委員や公民館の講師等）及び学校教育関係者（コミュニティ・スクール関係者等）を対象に、先進的な取組や県内の実践事例等の交流などを行う。

④ 学校支援地域本部の取組への支援を通じ、コミュニティ・スクールへのステップ・アップを促進。